

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第2項の規定による認定の申請にあつては、様式第1号による計画書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(法第6条第2項等の規定による申出に係る添付図書)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請にあつては、様式第1号による計画書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(法第6条第2項等の規定による申出に係る添付図書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)</p> <p>第4条の2 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>図書又は書面の種類</th><th>明示すべき事項</th><th>図書又は書面の様式</th></tr></thead><tbody><tr><td>公図写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、道路、目標と</td><td>様式第1号の</td></tr></tbody></table>	図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書又は書面の様式	公図写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。）			付近見取図	方位、道路、目標と	様式第1号の
図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書又は書面の様式								
公図写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。）										
付近見取図	方位、道路、目標と	様式第1号の								

	なる地物、地域地区及び都市計画施設	2
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第1号の2
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第1号の2
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第1号の2
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の(㉒)の項図書の書類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第1号の2
駐車計画図		様式第1号の2
防災避難計画書		

(申請書の提出部数)

第5条 省令第2条第1項、第8条、第11条又は第12条の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(申請書の提出部数)

第5条 省令第2条第1項、第8条、第11条、第13条又は第14条の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 省令第18条第1項の許可申請書の提出部数

は、正本1通及び副本3通とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第4条の2関係) (用紙 日本産業規格A3横型)

図面名		縮尺	1:	設計者氏名	(級) 建築士

附 則

この規則は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行の日（令和4年2月20日）から施行する。